

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：総務省

1. ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定作業において、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査」について公共サービス改革法を積極的に活用するとの議論を行われたことを受けて、総務省として、指定統計調査以外の承認統計調査等についても、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を法の対象業務とし得るか検討を行った。検討に当たっては、調査の規模や調査対象に留意するとともに、これまでの実績等も勘案しながら検討を行った。

なお、統計局所管の統計調査については、別添「統計局所管指定統計調査の民間開放に向けた取組について」（5月31日公表）のとおり、民間開放を進めることとしている。

2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由（対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。）

・ 科学技術研究調査

（選定理由）

科学技術研究調査については、平成19年度において、公共サービス改革法に基づく民間開放を実施しており、20年度以降については、今年度の実施状況等も踏まえつつ、対象業務の範囲、複数年度契約の可能性等、更に総合的に検討することとしているところ。

・ サービス産業動向調査（仮称）

（選定理由）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき平成20年度から開始予定の同調査については、平成18年12月の「公共サービス改革基本方針」において「法の対象業務とすることも視野に入れて、民間開放

について検討」を行うこととされたことを受けて、実査業務等について民間開放を行うこととし、民間開放の在り方については、平成 19 年 7 月から行う試験調査の結果等を踏まえ、公共サービス改革法の対象とすることも含めて検討を行うこととしている。

3. その他、今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。

- ・ 統計局所管の統計調査の民間開放については、既往の閣議決定に基づき、民間開放に向けての計画を策定し、地方公共団体の意見等も聴きながら着実に進めているところであり、別添「統計局所管指定統計調査の民間開放に向けた取組について」のとおり今後調査時期が到来する調査についても民間開放について検討することとしている。
- ・ 総務省が所管する統計調査について、公共サービス改革法の対象としていない統計調査についても、民間委託できる業務については、可能な限り民間委託を進めていくこととしている。
- ・ なお、統計調査の民間開放の検討に当たっては、統計センターの組織・業務の見直しに係る検討状況との整合性確保に留意する。